

計 画 年 度
令和3年度～令和12年度

秋田県における獣医療を提供する
体制の整備を図るための計画書

令和3年10月

秋田県

目 次

秋田県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書

秋田県における獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制整備の基本的な考え方	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	2
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	3
(1) 診療施設別の整備目標	
(2) 各地域における診療施設の整備目標	
第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	3
第3 獣医師の確保に関する目標	
1 獣医師の確保目標	4
2 獣医師の確保対策	5
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	6
第5 診療上必要な技術研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	
1 臨床研修	7
2 高度化技術研修	7
3 生産管理宜技術研修	8
4 生涯研修	8
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	8
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	8
3 その他	9

秋田県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書

秋田県における獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制整備の基本的な考え方

近年、獣医療を取り巻く状況が著しく変化しているなか、本県の獣医療は、家畜伝染病の発生予防、飼育動物診療、保健衛生指導等の取り組みを通じて、畜産業の発展、動物愛護・福祉および公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

産業動物における獣医療体制については、国内において口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病が継続的に発生している状況から、発生時の危機管理体制強化や診断診療体制の強化、生産衛生管理体制整備が急務となっている。

本県の畜産業が「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策推進のもと、大規模畜産団地の整備促進等により、主力品目の米に次ぐ農業産出額を占める基幹的部門へと大きく成長を遂げているなか、安定した畜産経営の一端を担う獣医師の養成や適切な獣医療の提供、緊急時における組織的家畜防疫体制の強化が一層求められている。更に、消費者ニーズの高まりにより畜産物の安全性に大きな関心が注がれ、薬剤耐性菌の対応等、食品の安全性や食料自給率の向上を図っていくうえで、獣医師の貢献が一層重要になっている。

小動物における獣医療体制については、犬、猫、小鳥の他、エキゾチックアニマルなど飼育される小動物が多様化していることや生活様式も変化していく中、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包括する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた人獣共通感染症対策、飼育動物に関する保健衛生の向上及び動物愛護思想・福祉の普及啓発がより重要となるとともに、より高度な診療技術の提供が求められている。

一方で、新規獣医師の過半数が小動物分野や民間企業等に就業する傾向が続いており、全国的に産業動物診療及び公務員分野への就業が減少しているほか、地域的な偏在が顕在化している。

特に農業共済組合家畜診療所と獣医師職員を必要とする自治体は、退職者数に応じた採用者数の補充が困難となっていることが喫緊の課題であり、計画的な人材確保が必要となっている。

このような現状を踏まえ、本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上、人と動物の共通感染症予防の推進に寄与していくため、獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携を強化するとともに、獣医療に関する知識と技術の一層の向上を図るほか、診療施設や診療機器等の計画的な整備及び獣医師の確保対策、さらには働きやすい環境作りを推進し、質の高い獣医療を安定的に提供する体制を整備する。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

ア 産業動物

(単位：カ所)

地域	診療施設数	内容（開設主体の種類別内訳）								備考
		県	市町村	農業協同組合	農業共済組合	法人その他の団体	獣医系大学	個人開業施設	その他	
北部地域	12	1	0	0	1	5	0	5	0	
中央地域	27	1	0	1	1	4	0	20	0	
南部地域	28	2	0	0	1	1	0	24	0	
合計	67	4	0	1	3	10	0	49	0	

イ 小動物、その他

(単位：カ所)

地域	診療施設数	内訳（開設主体の種類別内訳）					備考
		県	市町村	法人	個人開業施設	その他	
北部地域	14	0	1	1	12	北秋田市：1施設	
中央地域	33	2	2	11	18	秋田市：2施設	
南部地域	14	0	0	0	14		
合計	61	2	3	12	44	0	

資料：獣医療法第3条の届出（令和2年12月現在）

診療施設には獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含む。

(2) 主要な診療機器等

(単位：カ所)

地域	開設主体の種類 (令和2年12月現在)	調査 施設数	施設の整備状況			機器の整備状況			備考
			検査室	手術室	解剖室	血液生化学 分析装置	超音波診断 装置	エックス線 装置	
北部地域	県	1	3		1	1		家保	
	市町村	1	1					くまくま園	
	農業共済組合	1	1	1		1	1		
	農業協同組合								
	その他法人(産業動物)	5	2			1			
	その他法人(小動物)	1	1	1		1	1	1	
	個人開業施設(産業動物)	5							
	個人開業施設(小動物)	12	10	10		10	5	5	
	小計	26	18	12	1	14	7	6	
中央地域	県	3	9	2	1	2	1	1家保、動物保護センター・分室	
	市町村	2	2	2	0	2	1	1大森山動物園、秋田市動物愛護センター	
	農業共済組合	1	1			1	1		
	農業協同組合	1							
	その他法人(産業動物)	4	1						
	その他法人(小動物)	11	11	11		11	11	11男鹿水族館含む	
	個人開業施設(産業動物)	20					1		
	個人開業施設(小動物)	18	16	16		15	15	15	
小計	60	40	31	1	31	30	28		
南部地域	県	2	3	1	1	2	1	1家保、畜試	
	市町村								
	農業共済組合	1	1	1		1	1	1	
	農業協同組合								
	その他法人(産業動物)	1							
	その他法人(小動物)								
	個人開業施設(産業動物)	24							
	個人開業施設(小動物)	14	14	14		14	9	9	
	小計	42	18	16	1	17	11	10	
合計	128	76	59	3	62	48	44		

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、獣医事及び薬事等、獣医師が獣医療を提供するために必要な事務を行う機関であり、地域における家畜衛生指導の中核機関として、家畜飼養者に対する飼養衛生管理基準の遵守指導や家畜伝染病発生予防に向けた防疫体制整備および信頼性の高い診断技術を維持する必要がある、そのための施設と検査機器等の整備を推進する。特に、検査精度の確保と交差汚染防止のため、施設のバイオセキュリティの高度化は最も重要となっている。

また、特定家畜伝染病発生時の初動防疫体制や大規模発生に対する危機管理体制の強化を図るため、地域の家畜の飼養状況に応じて、各家畜保健所毎に防疫措置に必要な器具、資材等の整備を図る。

イ 農業共済組合

農業共済組合は、各地域の総合的な産業動物診療施設として、多様化する疾病の早期診断と有効な治療対策による損耗防止を推進するため、各種疾病の診断や検査に必要な施設、機器等の整備を図る。診療機器の整備に当たっては、診療施設整備計画に基づき日本政策金融公庫農林水産事業等、長期低利率融資制度を積極的に活用する。

ウ 個人開業

産業動物に係る個人開業者及び管理獣医師は、獣医師不足が深刻な地域における産業動物診療には欠かせない存在にある。一般的な疾病診断のため、往診診療に携帯が可能な簡易機器等の整備を推進する。その他高度な疾病診断を要する場合は、家畜保健衛生所、農業共済

組合等の獣医療関連施設の活用に努め、効率的かつ効果的に疾病を診断する。

小動物の診療を行う多くの個人開業者は、狂犬病予防法に基づく予防を行っており地域の公衆衛生の向上と動物愛護思想の普及・啓発において大きな役割を担っている。近年は高度な診療技術が発展していることから、診療ニーズに応じた機器の整備を図る。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

産業動物では、どの地域も牛は農業共済組合と個人開業獣医師、豚と採卵鶏は管理獣医師、比内地鶏は家畜保健衛生所が中心となって、獣医療を提供している。また、家畜保健衛生所は、各地域において疾病の総合診断を行い、農業共済組合や民間獣医師の診療業務を支援している。県内で診療獣医師が不足している中、家畜保健衛生所と農業共済組合家畜診療所が中心となって診療や検査に係る施設・検査機器等を整備しながら機能を維持するとともに開業獣医師や管理獣医師を支援することで、獣医療の提供を図る。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

畜産業の発展と動物愛護・福祉及び公衆衛生の向上のため、獣医療を提供する対象地域は県内全域とする。なお、地域別の産業動物の飼養状況は次のとおりである。

<北部地域>

北部地域は、比内地鶏及び豚の飼養が盛んであり、それぞれの飼育頭数は県全体の76%、61%を占める。特に、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく誘致により大規模な企業養豚経営体が参入している地域である。

<中央地域>

中央地域は、山間部で肉用繁殖雌牛の飼育が盛んなほか、中小規模の養豚場が存在している地域である。また、内陸部では肉用牛において規模拡大や新規就農の動きも見られ、今後、飼養頭数の増加が見込まれる。都市部周辺は規模拡大が難しい地域がある

<南部地域>

南部地域は、乳用牛と肉用牛の飼養が盛んな他、中小規模の養豚農場が密集している地域である。また、県内最大の飼養規模を誇る養鶏場が立地している。肉用牛では、若い担い手による飼養規模拡大への取り組みが活発な地域でもある。

(令和3年10月1日現在)

地 域	市町村名
北 部	鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村、能代市、藤里町、三種町、八峰町 <計：9市町>
中 央	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、由利本荘市、にかほ市 <計：9市町村>
南 部	大仙市、仙北市、横手市、美郷町、湯沢市、羽後町、東成瀬村 <7市町村>

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

令和12年度における各分野の診療獣医師確保目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

地域		令和2年12月現在の 獣医師数	令和12年度 における獣医師 の確保目標	令和12年度までに 退職・廃業が想定 される獣医師数	令和12年度推定 獣医師数	令和12年度までに確 保すべき獣医師数
北部地域	産業動物	5	5	3	2	3
	小動物、その他	13	13	4	9	4
	農業共済組合	4	5	1	3	2
中央地域	産業動物	16	16	8	8	8
	小動物、その他	34	34	8	26	8
	農業共済組合	2	4	1	3	1
南部地域	産業動物	10	10	5	5	5
	小動物、その他	17	15	9	8	7
	農業共済組合	3	5	1	2	3
秋田県に 勤務する 獣医師	農林水産部	33	37	14	19	18
	生活環境部等	32	37	11	21	16
秋田市に勤務する獣医師		21	23	3	18	5
その他の市町村に勤務する獣医師		1	1	0	1	0

※1 獣医師数：診療業務を行う獣医師

※2 公務員獣医師：定年(60歳)を令和4年以降、2年毎に1歳ずつ引き上げて試算。再任用は含まない。

※3 開業獣医師については、就業年齢を75歳と仮定

公務員獣医師については、現在、秋田県農林水産部に33名、生活環境部等に32名、秋田市（食肉衛生検査所、動物園）に21名、北秋田市1名（動物展示施設）の合計87名が勤務（再任用職員は含まず）しているが、令和12年度までに28名の退職者が見込まれている。近年、国内で続発する重大な動物感染症への対応や食の安全安心と信頼性の確保及び動物愛護への取り組みが、益々重要になっていくなか、適切な業務遂行による県民生活に貢献していくために、獣医師職員の計画的な確保が必要である。

農業共済組合獣医師については、現在9名（県北部4名、県中央部2名、県南部3名）が各地域の乳肉用牛診療を担っているが、広範囲な地域を往診するためには獣医師が不足しており、過密な診療スケジュールを取らざるを得ない状況となっているため、早急な獣医師確保が必要である。

また、その他診療獣医師においても、平均年齢が高くなっており（産業動物：65.4歳、小動物：55.2歳）、地域の飼育動物診療業務を行う新たな獣医師の確保が必要な状況となっている。

2 獣医師の確保対策

近年は、新たに獣医師免許を取得した者の約半数以上が、小動物分野やその他民間企業へ就職する傾向が続いており、本県においても産業動物獣医師や公務員獣医師の不足の要因の一つとなっている。また、獣医系大学が首都圏へ集中しており、本県出身の獣医学生が少ないことも獣医師不足の要因となっている。

食品の安全安心に対する消費者の関心やニーズが益々高まっていくなか、特に、畜産物の安全と消費者の信頼確保に関わる産業動物獣医師や公務員獣医師の果たすべき職務及び社会的役割は益々重要となっており、新規獣医師の確保に向けた積極的な取り組みが必要である。

(1) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保

産業動物分野及び公務員分野への就職が少ない理由の一つとして、それぞれの業務意義や

魅力を知る機会が少ないことが要因としてあげられる。獣医学を学ぶ大学生に対し、県機関での職場体験や農業共済組合での臨床実習等を通じて、業務内容の周知と理解を深めていくことが必要である。また、将来本県へ就職を希望する学生を対象とした修学資金を給付し、本県への獣医師就業者を確保していく必要がある。

一方、新規に就職した獣医師に対しては、実践的な診断及び診療技術の習得をサポートし本県獣医療の質を向上させながら、家畜飼養者との信頼関係の構築を図るとともに、職場への定着を図る取組も重要である。

これらを踏まえ、本県では、公務員獣医師の確保を目的として、平成22年度から実施している「秋田県獣医師職員確保対策事業」を拡充・継続し、①国の産業動物獣医師修学資金の活用と県独自の秋田県獣医師修学資金、②獣医学生の実習の参加支援、③獣医系大学への訪問等による学生に対する業務内容の説明と本県への就業の誘導等により獣医師職員の確保に取り組んでおり、本県の公務員獣医師確保に大きく貢献している。また、農業共済組合においても国の産業動物獣医師修学資金を活用し獣医師職員の確保を行っている。

平成30年度からは国の地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業を活用し、将来、本県の公務員獣医師職員として働くことを目指す県内高校生を対象とした修学資金制度を立ち上げた。現在、この精度の活用と産業動物獣医師を確保するため、県内高校生に対し、業務の意義と魅力を伝える体験研修を農業共済組合等の関係団体と連携し開催しており、この取組を今後も継続していく。今後、インターシップ獣医学生の受入については、臨床及び公衆衛生の各分野が協力して対応することが必要である。

さらに、本県の獣医師確保に向けて、受験年齢要件の緩和、初任給調整手当等の待遇改善に加え、採用試験方法の見直しや首都圏での採用試験の開催など、受験しやすい環境を整えていく。

(2) 職場環境の整備

各分野で、獣医師不足により過重な業務スケジュールとならざるを得ない状況があることから、事故防止のために早急な獣医師の確保を進め、労働環境を改善する必要がある。獣医師不足を補うため効率的でかつ高精度の検査診断と信頼性を確保するとともに、検査診断時の獣医師の安全が確保されるよう施設や機器の整備を進める。また、今後、各分野で女性獣医師の占める割合は大きくなっていくと考えられることから、女性獣医師が安心して就業できる職場環境の整備に努める。

(3) 再就職の支援

各分野において、大学を卒業した獣医師を採用する他、産業動物の診療や行政に携わった経験のある離職・休職中の獣医師の活用は、獣医師不足の解消に向けて即効性がある取組である。県や市、農業共済組合等を定年退職した者の再雇用を含め、未就業の獣医師に対し、公益社団法人秋田県獣医師会の協力を得て、求人及び求職等に関する情報の提供に努める。

また、短時間勤務制度や、業務を選択できるようにする雇用等、働き方の選択肢を広げることにも必要である。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物の獣医療に関係する機関・団体は、各地域の実態に応じて診療施設の機能の維持と強化に努めることが求められる。県は、各家畜保健衛生所を中心に農業共済組合県家畜診療所との相互機能の利用のあり方や業務における連携等について協議し、組織的な家畜防疫体制の確立および効率的な診療体制の整備構築に努める。また、家畜保健衛生所や農業共済組合家畜診療所と

食肉衛生検査所が連携し、と畜検査情報を診療及び防疫対策に有効活用する体制構築は、今後重要になる。

1 家畜保健衛生所は、各地域の防疫活動の拠点に位置づけられることから、日頃、国内及び県内の疾病発生動向を把握するとともに、家畜伝染病等サーベイランス及びモニタリングの強化に努め、診療獣医師に効果的な防疫対策情報を提供する。また、口蹄疫、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの重大な家畜伝染病の大規模発生に対する組織的な防疫体制を確立するため、県の防疫指針に基づき、地域振興局を含む県機関や市町村、関係団体等を含めた防疫演習等を定期的に実施し、官民一体となった危機管理体制の強化を推進する。

さらに、農業共済組合及び開業獣医師等を積極的に家畜防疫員へ任用し、緊急時における家畜防疫活動への参加体制、緊急時を想定した診療施設間の連絡・応援体制等の整備を図り、家畜防疫に関する家畜防疫推進会議等の開催により、組織的な家畜防疫体制の確立を図る。

2 県は、畜産経営で発生する各種疾病を迅速かつ正確に診断し、適切な対応につなげるため、地域の中核となる家畜保健衛生所の診断機能を有効に活用出来る体制整備を図り、遺伝子検査装置、細菌培養機器、高速液体クロマトグラフ、生化学分析装置などの診断機器を定期的に校正し検査精度を維持するとともに、適正な時期での機器更新をするなど信頼性の高い検査診断体制維持に務める。特に、多くの動物感染症の原因となるウイルスを検査できる施設は、県内で家畜保健衛生所のみであることから、診断精度の維持が最も重要である。

また、農業共済組合獣医師及び開業獣医師等による家畜保健衛生所の機器の利用については、交差汚染防止に十分配慮した上で、可能な範囲で効率的な相互利用に努める。また、県は、家畜保健衛生所、診療獣医師及び食肉衛生検査所との相互の情報活用の促進と収集した情報を迅速に診療施設に提供する体制構築に努める。

3 診療獣医師と家畜保健衛生所は、相互に連携し、生産者に受精卵移植技術や人工授精のプログラム化等による効率的な繁殖生産技術を提供し、優良家畜の増殖と生産拡大に寄与する。

第5 診療上必要な技術研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医師は、日頃、診療や家畜衛生並びに公衆衛生の各分野ごとに専門化した知識と技術をもって業務を行っているが、多様化する社会の要請、家畜疾病、生産技術、飼育動物等に各分野が連携して対応することにより、効果的な獣医療の提供が可能となる。相互に知見や技術の共有を図り、各種研修を積極的に活用し、最新の診療知識、技術の習得と向上に努める。

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

県は、産業動物獣医師に対し、公益社団法人秋田県獣医師会等と連携し、臨床現場における実践的な診療技術に加え、関係法令、食品の安全確保、畜産関係産業等に関する知識と技術を習得できる機会を増やす。また、新規獣医師に限らず、産業動物講習会や臨床研修等の積極的な受講を促す。

(2) 公務員分野

公務員獣医師は、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わる上で必要な知識、技術及び畜産関連産業等に関する知識や病性鑑定に係る新技術の習得が不可欠である。県は、国等が実施する技術研修や講習会等の積極的な受講と、伝達講習会等による知識や技術の普及促進を図る。また、畜産物の安全性を確保するため、産業動物の診療獣医師と家畜保健衛

生所並びに食肉衛生検査所が連携して研修を行い、家畜疾病や人と動物の共通感染症の発症予防に務める。

県は、特に、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の迅速診断や防疫措置等に係る研修への積極的な参加を促し、伝達講習会等により家畜保健衛生所職員や民間家畜防疫員に対する技術の普及・啓発を図る。公衆衛生においては、小動物臨床獣医師との連携による動物福祉の向上に係る研修実施に務める。

(3) 小動物分野

県は、公益社団法人秋田県獣医師会等と連携し、新規獣医師に必要とされる実践的な診療技術や関係法令並びに動物の愛護・福祉等の啓発に関する知識習得に繋がるよう、小動物臨床研修会等への積極的な参加を促進する。

2 高度化技術研修

(1) 産業動物分野

県は、飼養規模の拡大により多様化する疾病に対応するため、高度診療機器による診療技術や、知識の習得を目的として、国や各種団体が開催する技術研修会等への参加の促進を図る。公益社団法人秋田県獣医師会は、これらの研修会の開催に努めるとともに、関係する学会や研修会等の開催計画について周知し参加を促進する。

(2) 公務員分野

県は、国等が開催する家畜衛生講習会や技術研修会に積極的に職員を参加させ、最新の家畜疾病診断や疫学情報、公衆衛生や動物愛護に関する知識や技術の習得させるとともに、地域への普及定着のため指導者育成を図る。また、推進会議や講習会等を積極的に開催し、地域獣医療の向上に貢献するための体制強化を図る。

(3) 小動物分野

社会情勢の変化や飼養者のニーズが多様化する中、愛玩動物分野では、より高度な診断や治療が求められている。公益社団法人秋田県獣医師会は、専門性の高い獣医療の知識や技術の習得を目的として開催する各種研修会などへの参加の促進に努めるとともに、関係学会等の開催について関係獣医師へ周知する。また、今後、獣医師の指示の下で補助業務を担う愛玩動物看護師と連携した高度かつ専門的なチーム獣医療を提供するための研修会の開催に努める。

3 生産管理技術研修

近年、畜産経営は規模拡大が進み、一旦、疾病や事故が発生すると経営への影響が甚大となることから、農場ではHACCP技術によるリスク管理が求められている。また、養豚や採卵鶏では専門的コンサルティング技術も必要となっている。県は、関係する獣医師の生産管理技術の習得を促進する。

4 生涯研修

診療に従事する獣医師は、高度化する獣医療技術や海外悪性伝染病等に関する知見、多様化する動物飼育者のニーズに応え、また、時代の変化に即した獣医療を安定的に提供していくため、各種研修会、講習会に積極的に参加し、獣医療技術の向上に努める。

公益社団法人秋田県獣医師会等は、最新の獣医療技術習得や獣医師倫理向上を図るため、研修

会や講習会を積極的に開催するとともに、不足する地域獣医師問題が緩和されるよう、県内に在住する離職・休職中の獣医師が、新たに地域獣医療に貢献出来る体制整備に努める。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

行政分野の機関は、家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政、動物の愛護・福祉行政、野生鳥獣の保護など、地域社会における獣医療ニーズを十分に把握し、適切な獣医療の提供体制の整備を図る。また、獣医師の法令遵守や職業倫理に基づく公正・適切な活動、食品のリスク管理等への社会的要請を踏まえ、獣医療に対する監視指導体制の充実や、公益社団法人秋田県獣医師会等と連携した獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

県及び公益社団法人秋田県獣医師会等は、安全な畜産物の生産および動物愛護・福祉の基本理念に基づき、動物の飼養者に対し、衛生知識の啓発・普及を図る。

(1) 産業動物分野及び公務員分野

県は、公益社団法人秋田県獣医師会や公益社団法人秋田県農業公社、農業共済組合等と連携しながら、消毒、ワクチン接種対応など自衛防疫活動の強化を図るとともに、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準遵守について指導を強化し、病原体侵入防止による感染症対策および地域の診療体制の充実を図る。

また、県は、生産段階における義務と責任の認識や衛生管理の充実、動物用医薬品の適正使用等の知識・技術の一層の普及・啓発を図り、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための生産衛生管理の導入促進を図る。

(2) 小動物分野

県は、人と動物が調和しつつ共生する社会の形成を推進するため、秋田県動物愛護管理推進計画に基づき、公益社団法人秋田県獣医師会、診療獣医師と連携しながら、小動物の適切な健康管理や衛生知識の普及啓発を図るとともに、学校飼育動物の適正な管理や災害時の動物救護に関する支援を通じ、社会貢献の促進を図る。また、人獣共通感染症対策についても、最新の情報を広く提供し、予防対策などの正確な知識の普及を図る。

3 その他

県は、畜産物生産者や動物飼育者および消費者に対し、獣医療の果たす役割に対する理解醸成を推進するため、ホームページや広報誌を活用し、家畜衛生情報、動物愛護・福祉、食品の安全性の確保等の獣医療に関する情報を積極的に利用した情報提供に努める。また、全ての獣医師は飼育者の衛生知識の啓発・普及等に努める。